平成２４年（フ）第２４６号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目11番８号　グランドメゾン北久里浜202
債務者　土橋　真也
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目14番17号　メゾン津久井浜Ｇ―102
債務者　坪水　義仁
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５０号
神奈川県横須賀市津久井１丁目14番17号　メゾン津久井浜Ｇ―102
債務者　坪水　圭子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６１号
神奈川県横須賀市太田和１丁目12番３号　ワイアール畑中201
債務者　谷津倉常男
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６２号
神奈川県横須賀市太田和１丁目12番３号　ワイアール畑中201
債務者　谷津倉順子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９８号
新潟県長岡市原町１丁目５番地４　ハイツ羽入103号室
債務者　佐藤　利則
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２０６号
新潟県長岡市宮関４丁目13番９号　ブランニューハウス205号室、前住所新潟県長岡市高見町4389番地
債務者　反町　幸美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
青森県つがる市木造豊田富久地46番地１
債務者　天坂　　貢
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
青森県つがる市木造豊田富久地46番地１
債務者　天坂キヌヱ
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
青森県つがる市木造豊田富久地46番地１
債務者　天坂　隼任
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
栃木県日光市倉ケ崎123番地２、前住所栃木県日光市土沢1385番地５　Ｄ号棟
債務者　望月　俊昭
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４５８号
横浜市栄区飯島町1848番地１　サンバレー飯島103
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４９８号
横浜市金沢区大道２丁目11番６号　メゾンホープ１―Ａ
債務者　高橋　圭子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６７号
横浜市港北区新吉田東１丁目５番７号　コーエイハイツⅡ103
債務者　櫻庭　　篤
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７７号
神奈川県大和市福田2369番地２　ロイヤルステージ桜ケ丘204号
債務者　仲村　俊之
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５９０号
横浜市神奈川区松見町２丁目422番地　レオパレスＩＳＰ101号
債務者　武谷　俊宏
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部